

金融持株会社に係る検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改定案
<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>
<p>Ⅲ. 個別の問題</p> <p>① 【連結自己資本比率の算式】 <u>連結自己資本比率は、告示⁷第2条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第14条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の算式に従って算出されているか。（ただし、国内基準適用金融機関は、第16条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。）</u></p> <p>脚注7 「告示」とは、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」をいう。</p> <p>② 【連結の範囲】 <u>連結の範囲は、告示第3条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第15条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従っているか。</u></p> <p>③ 【自己資本の額】 <u>（i）自己資本の基本的項目の額は、告示第5条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第17条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p>	<p>Ⅲ. 個別の問題</p> <p>① 【連結自己資本比率の算式】 <u>連結自己資本比率は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示⁷第2条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第14条の定めに従って算出されているか。（ただし、国内基準適用金融機関については、告示第16条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。）</u></p> <p>脚注7 「告示」とは、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」<u>（平成18年金融庁告示第20号）</u>をいう。</p> <p>② 【連結の範囲】 <u>連結の範囲は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第3条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第15条の定めに従っているか。</u></p> <p>③ 【自己資本の額】 <u>（i）<u>国際統一基準適用金融機関</u></u> <u>イ. 自己資本の普通株式等Tier1資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第5条の定めに従って算出されているか。</u></p>

現 行	改定案
<p><u>(ii) 自己資本の補完的項目の額は、告示第6条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第18条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p><u>(iii) 自己資本の準補完的項目の額は、告示第7条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第19条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p><u>(iv) 自己資本の控除項目の額は、告示第8条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第20条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p><u>(v) 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u></p>	<p><u>ロ. 自己資本のその他Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第6条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p><u>ハ. 自己資本のTier 2 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第7条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p><u>ニ. 調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額は、告示第8条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p><u>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「普通株式」は、告示第5条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額」は、告示第6条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「その他Tier 1 資本調達手段」は、告示第6条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額」は、告示第7条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「Tier 2 資本調達手段」は、告示第7条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</u> ・ <u>退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。</u> ・ <u>意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他Tier 1 資本調達手段及びTier 2 資本調達手段の額は、適切に調整項目に算入されているか。</u> <p><u>(ii) 国内基準適用金融機関</u></p>

現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> • ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等については、告示第5条第2項及び第17条第2項により、自己資本として適格なものであるか。 • 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合には、当該優先出資証券は、告示第5条第3項から第5項までにより、自己資本として適格なものであるか。 • 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第5条第7項及び第17条第3項に留意する。 • 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。 • 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第6条及び第18条により、自己資本として適格なものであるか。 • 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は、適切に控除項目として計上しているか。 	<p>イ. <u>自己資本の基本的項目の額は、告示第17条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ロ. <u>自己資本の補完的項目の額は、告示第18条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. <u>自己資本の準補完的項目の額は、告示第19条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ニ. <u>自己資本の控除項目の額は、告示第20条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ホ. <u>自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 「<u>ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等</u>」については、告示第17条第2項により、自己資本として適格なものであるか。 • 「<u>海外特別目的会社の発行する優先出資証券</u>」については、告示第17条第3項から第5項までにより、自己資本として適格なものであるか。 • <u>純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第17条第6項に留意する。</u> • 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。 • 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第18条により、自己資本として適格なものであるか。 • 「<u>意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額</u>」は、適切に控除項目に算入されているか。

現 行	改定案
<p>④【信用リスク・アセットの額】 (i) 信用リスク・アセットの額は、告示第10条（<u>国際統一基準の連結自己資本比率の場合</u>）及び第22条（<u>国内基準の連結自己資本比率の場合</u>）の定めに従って算出しているか。 (ii) ～ (iii) （略） <u>（新設）</u></p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】 (i) マーケット・リスク相当額の合計額は、告示第11条（<u>国際統一基準の連結自己資本比率の場合</u>）及び第23条（<u>国内基準の連結自己資本比率の場合</u>）の定めに従って算出しているか。 (ii) （略）</p> <p>⑥【オペレーショナル・リスク相当額の合計額】 (i) オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、告示第12条（<u>国際統一基準の連結自己資本比率の場合</u>）及び第24条（<u>国内基準の連結自己資本比率の場合</u>）の定めに従って算出しているか。 (ii) ～ (iii) （略）</p> <p>⑦【自己資本規制上の自己資本額の下限】 告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行、同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、告示第13条（<u>国際統一基準の連結自己資本比率の場合</u>）及び第25条（<u>国内基準の連結自己資本比率の場合</u>）の定めに従って算出しているか。</p>	<p>④【信用リスク・アセットの額】 (i) 信用リスク・アセットの額は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第10条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第22条の定めに従って算出されているか。 (ii) ～ (iii) （略） (iv) <u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては、信用リスク削減の枠組みにおいて、<u>規制裁定行為が行われていないか</u>。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、<u>移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか</u>。</p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】 (i) マーケット・リスク相当額の合計額は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第11条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第23条の定めに従って算出されているか。 (ii) （略）</p> <p>⑥【オペレーショナル・リスク相当額の合計額】 (i) オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第12条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第24条の定めに従って算出されているか。 (ii) ～ (iii) （略）</p> <p>⑦【所要自己資本の下限】 告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行又は同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第13条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第25条の定めに従っているか。</p>